

○名古屋市風致地区内建築等規制条例

昭和45年4月8日

条例第27号

改正 昭和51年条例第52号

昭和53年条例第46号

昭和60年条例第60号

昭和62年条例第31号

平成5年条例第2号

平成6年条例第7号

平成7年条例第17号

平成8年条例第4号

平成9年条例第43号

平成11年条例第2号

平成16年条例第7号

平成23年条例第35号

平成27年条例第64号

平成28年条例第3号

(趣旨)

第1条 この条例は、都市計画法（昭和43年法律第100号。以下「法」という。）第58条第1項の規定に基づき、風致地区内における建築等の規制に関し必要な事項を定めるものとする。

(許可を要する行為)

第2条 風致地区内において、次の各号に掲げる行為をしようとする者は、規則で定めるところにより、あらかじめ、市長の許可を受けなければならない。

- (1) 建築物の建築その他工作物の建設
- (2) 建築物その他の工作物（以下「建築物等」という。）の色彩の変更
- (3) 宅地の造成、土地の開墾その他の土地の形質の変更
- (4) 水面の埋立て又は干拓
- (5) 木竹の伐採
- (6) 土石の類の採取
- (7) 移動の容易でない物件（土石、廃棄物（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第2条第1項に規定する廃棄物をいう。）及び再生資源（資源の有効な利用の促進に関する法律（平成3年法律第48号）第2条第4項に規定する再生資源をいう。）を含む。以下同じ。）の設置又はたい積

- 2 前項の規定にかかわらず、同項各号に掲げる行為が次の各号のいずれかに該当するときは、同項の許可を受けることを要しない。
- (1) 都市計画事業の施行として行う行為
 - (2) 国、県若しくは市町村又は当該都市計画施設を管理することとなる者が当該都市施設又は市街地開発事業に関する都市計画に適合して行う行為
 - (3) 非常災害のため必要な応急措置として行う行為
 - (4) 建築物の新築、改築又は増築で、新築、改築又は増築に係る建築物若しくはその部分の床面積の合計が10平方メートル以下であるもの（新築、改築又は増築後の建築物の高さが10メートルを超えることとなるものを除く。）
 - (5) 建築物の移転で移転に係る建築物の床面積が10平方メートル以下であるもの
 - (6) 次に掲げる工作物の建設
 - ア 水道管、下水道管その他これらに類する工作物で地下に設けるもの
 - イ 消防又は水防の用に供する望楼及び警鐘台
 - ウ その他の工作物の建設で、建設に係る部分の高さが1.5メートル以下であるもの
 - (6)の2 建築物等の部分のうち、屋根、壁面、煙突、門、塀、橋、鉄塔その他これらに類するもの以外のものの色彩の変更
 - (7) 面積が10平方メートル以下の土地の形質の変更で、高さが1.5メートルを超えるのりを生ずる切土又は盛土を伴わないもの
 - (8) 面積が10平方メートル以下の水面の埋立て又は干拓
 - (9) 次に掲げる木竹の伐採
 - ア 間伐、枝打ち、整枝等木竹の保育のため通常行われる木竹の伐採
 - イ 枯損した木竹又は危険な木竹の伐採
 - ウ 自家の生活の用に充てるために必要な木竹の伐採
 - エ 仮植した木竹の伐採
 - オ 本項各号及び次条各号に掲げる行為のため必要な測量、実地調査又は施設の保守の支障となる木竹の伐採
 - (10) 土石の類の採取で、その採取による地形の変更が第7号の土地の形質の変更と同程度のもの
 - (11) 重量が500キログラム以下の物件の設置又はたい積
 - (12) 前各号に掲げるもののほか、次に掲げる行為
 - ア 法令又はこれに基づく処分による義務の履行として行う行為
 - イ 建築物の存する敷地内で行う行為。ただし、次に掲げる行為を除く。
 - (ア) 建築物の建築
 - (イ) 工作物(当該敷地に存する建築物に附属する物干場、受信用の空中線系(その支持物を含む。))

その他これらに類する工作物を除く。)の建設

(ウ) 高さが1.5メートルを超えるのりを生ずる切土又は盛土を伴う土地の形質の変更

(エ) 高さが5メートルを超える木竹の伐採

(オ) 土石の類の採取で、その採取による地形の変更が(ウ)の土地の形質の変更と同程度のもの

(カ) 高さが1.5メートルを超える物件の設置又はたい積

ウ 認定電気通信事業又は有線放送業務(共同聴取業務に限る。以下同じ。)の用に供する線路又は空中線系(その支持物を含む。以下同じ。)のうち、高さが15メートル以下であるものの建設(新築については、有線放送業務の用に供する線路又は空中線系に係るものに限る。)

エ 農林漁業を営むために行う行為。ただし、次に掲げる行為を除く。

(ア) 建築物の建築

(イ) 用排水施設(幅員が2メートル以下の用排水路を除く。)又は幅員が2メートルを超える農道若しくは林道の設置

(ウ) 宅地の造成又は土地の開墾

(エ) 水面の埋立て又は干拓

(オ) 森林の択伐又は皆伐(林業を営むために行うものを除く。)

3 国、県若しくは本市の機関又は次の各号に掲げる独立行政法人等が行う行為については、第1項の許可を受けることを要しない。この場合において、これらの者がその行為をしようとするときは、あらかじめ、市長に協議しなければならない。

(1) 独立行政法人都市再生機構

(2) 国立研究開発法人森林総合研究所

(3) 独立行政法人労働者健康安全機構

(4) 独立行政法人高齢・障害・求職者支援機構

(5) 独立行政法人水資源機構

(6) 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構

(7) 独立行政法人環境再生保全機構

(8) 独立行政法人中小企業基盤整備機構

(9) 個別の法律に基づき設立される地方公社

(適用除外)

第3条 次に掲げる行為については、前条第1項の規定による許可又は第3項の規定による協議を要しない。この場合において、これらの行為をしようとする者は、あらかじめ、市長にその旨を通知しなければならない。

(1) 道路法(昭和27年法律第180号)による高速自動車国道若しくは自動車専用道路の新設、改築、維持、修繕若しくは災害復旧(これらの道路とこれらの道路以外の道路(道路運送法(昭和26年法

- 律第183号)による一般自動車道を除く。)とを連絡する施設の新設及び改築を除く。)又は道路法による道路(高速自動車国道及び自動車専用道路を除く。)の改築(小規模の拡幅、舗装、勾配の緩和、線形の改良その他道路の現状に著しい変更を及ぼさないものに限る。)、維持、修繕若しくは災害復旧に係る行為
- (2) 自動車ターミナル法(昭和34年法律第136号)によるバスターミナルの設置又は管理に係る行為
 - (3) 河川法(昭和39年法律第167号)第3条第1項に規定する河川又は同法第100条第1項の規定により指定された河川の改良工事の施行又は管理に係る行為
 - (4) 独立行政法人水資源機構法(平成14年法律第182号)第12条第1項第1号から第3号までに規定する業務に係る行為
 - (5) 砂防法(明治30年法律第29号)による砂防工事の施行又は砂防設備の管理(同法に規定する事項が準用されるものを含む。)に係る行為
 - (6) 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和44年法律第57号)による急傾斜地崩壊防止工事の施行又は急傾斜地崩壊防止施設の管理に係る行為
 - (7) 土地改良法(昭和24年法律第195号)による土地改良事業の施行又は土地改良施設の管理に係る行為(水面の埋立て及び干拓を除く。)
 - (8) 地方公共団体又は農業を営む者が組織する団体が行う農業構造改善事業の施行に係る行為(水面の埋立て及び干拓を除く。)
 - (8)の2 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構が行う鉄道施設の建設(駅、操車場、車庫その他これらに類するもの(以下「駅等」という。))の建設を除く。)又は管理に係る行為
 - (9) 鉄道事業法(昭和61年法律第92号)による鉄道事業者又は索道事業者が行うその鉄道事業又は索道事業で一般の需要に応ずるものの用に供する施設の建設(鉄道事業にあつては、駅等の建設を除く。)又は管理に係る行為
 - (10) 航空法(昭和27年法律第231号)による航空保安施設で公共の用に供するもの又は同法第96条に規定する指示に関する業務の用に供するレーダー若しくは通信設備の設置又は管理に係る行為
 - (11) 気象、海象、地象又は洪水その他これらに類する現象の観測又は通報の用に供する施設の設置又は管理に係る行為
 - (12) 国又は地方公共団体が行う通信業務の用に供する線路又は空中線系及びこれらに係る電気通信設備を収容するための施設の設置又は管理に係る行為
 - (13) 電気通信事業法(昭和59年法律第86号)による認定電気通信事業の用に供する線路又は空中線系及びこれらに係る電気通信設備を収容するための施設の設置又は管理に係る行為
 - (14) 放送法(昭和25年法律第132号)による放送事業の用に供する線路又は空中線系及びこれらに係る電気通信設備を収容するための施設の設置又は管理に係る行為
 - (15) 電気事業法(昭和39年法律第170号)による電気事業の用に供する電気工作物の設置(発電の用

に供する電気工作物の設置を除く。)又は管理に係る行為

- (16) ガス事業法(昭和29年法律第51号)によるガス工作物の設置(液化石油ガス以外の原料を主原料とするガスの製造の用に供するガス工作物の設置を除く。)又は管理に係る行為
- (17) 水道法(昭和32年法律第177号)による水道事業若しくは水道用水供給事業の用に供する施設の設置又は管理に係る行為
- (18) 道路交通法(昭和35年法律第105号)による信号機の設置又は管理に係る行為
- (19) 文化財保護法(昭和25年法律第214号)第27条第1項の規定により指定された重要文化財、同法第78条第1項の規定により指定された重要有形民俗文化財、同法第92条第1項に規定する埋蔵文化財又は同法第109条第1項の規定により指定され、若しくは同法第110条第1項の規定により仮指定された史跡名勝天然記念物の保存に係る行為
- (20) 愛知県文化財保護条例(昭和30年愛知県条例第6号)第4条第1項の規定により指定された愛知県指定有形文化財、同条例第24条第1項の規定により指定された愛知県指定有形民俗文化財又は同条例第29条第1項の規定により指定された県指定史跡名勝天然記念物及び名古屋市文化財の保存及び活用に関する条例(昭和47年名古屋市条例第4号)第2条第1項の規定により指定された名古屋市指定有形文化財、名古屋市指定有形民俗文化財又は市指定史跡名勝天然記念物の保存に係る行為
- (21) 都市公園法(昭和31年法律第79号)による都市公園又は公園施設の設置又は管理に係る行為
- (22) 鉱業法(昭和25年法律第289号)第3条第1項に規定する鉱物の掘採に係る行為

2 前項第13号から第16号までに掲げる行為をしようとする者は、当該行為に係る設備の高さが15メートルを超えるものであるときは、当該設備と風致との調和を図るため、前項の規定にかかわらず、あらかじめ、市長に協議しなければならない。

(風致地区の種別)

第3条の2 風致地区の種別は、特定第1種風致地区、第1種風致地区及び第2種風致地区とし、その区域は、それぞれの種別ごとに別表第1区域欄に掲げるものとする。

2 市長は、風致地区の種別を定めようとするときは、あらかじめ、法第77条の2第1項の規定に基づき設置する名古屋市都市計画審議会の意見を聴かなければならない。

(許可の基準)

第4条 市長は、第2条第1項各号に掲げる行為が次の各号に定める基準に適合するときは、同項の許可をするものとする。

(1) 建築物(仮設の建築物及び地下に設ける建築物を除く。)の建築

ア 新築

(ア) 当該建築物の高さは10メートル以下とし、建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第2条第2項に規定する地盤面(以下「平均地盤面」という。)の数は2までとすること。ただし、当該建築物の位置、規模、形態及び意匠が、新築の行われる土地及びその周辺の土地の区域に

おける風致と著しく不調和でなく、かつ、敷地について風致の維持に有効な措置が行われることが確実と認められる場合においては、この限りでない。

(イ) 当該建築物の建ぺい率が別表第2種別欄に掲げる風致地区の種別ごとに同表ア欄に掲げる限度以下であること。ただし、土地の状況により支障がないと認められる場合においては、この限りでない。

(ウ) 当該建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から敷地の境界線までの距離が、道路に接する部分にあっては2メートル、その他の部分にあっては別表第2種別欄に掲げる風致地区の種別ごとに同表イ欄に掲げる限度以上であること。ただし、土地の状況により支障がないと認められる場合においては、この限りでない。

(エ) 当該建築物の位置、形態及び意匠が、新築の行われる土地及びその周辺の土地の区域における風致と著しく不調和でないこと。

(オ) 当該建築物の敷地について、行為が行われる土地の面積に対する緑地面積が占める割合（以下「緑地率」という。）が、別表第2種別欄に掲げる風致地区の種別ごとに同表ウ欄に掲げる限度以上とし、かつ、規則で定める風致の維持に必要な措置を行うものであること。

イ 改築

(ア) 改築後の建築物の高さが改築前の建築物の高さをこえないこと。

(イ) 改築後の建築物の形態及び意匠が、改築の行われる土地及びその周辺の土地の区域における風致と著しく不調和でないこと。

(ウ) 当該建築物の敷地について、緑地率が、別表第2種別欄に掲げる風致地区の種別ごとに同表ウ欄に掲げる限度以上とし、かつ、規則で定める風致の維持に必要な措置を行うものであること。

ウ 増築

(ア) 当該増築部分の建築物の高さは10メートル以下とし、平均地盤面の数は2までとすること。
ア（ア）ただし書の規定は、この場合について準用する。

(イ) 増築後の建築物の建ぺい率が別表第2種別欄に掲げる風致地区の種別ごとに同表ア欄に掲げる限度以下であること。ア（イ）ただし書の規定は、この場合について準用する。

(ウ) 当該増築部分の外壁又はこれに代わる柱の面から敷地の境界線までの距離が、道路に接する部分にあっては2メートル、その他の部分にあっては別表第2種別欄に掲げる風致地区の種別ごとに同表イ欄に掲げる限度以上であること。ア（ウ）ただし書の規定は、この場合について準用する。

(エ) 増築後の建築物の位置、形態及び意匠が、増築の行われる土地及びその周辺の土地の区域における風致と著しく不調和でないこと。

(オ) 当該建築物の敷地について、緑地率が、別表第2種別欄に掲げる風致地区の種別ごとに同表

ウ欄に掲げる限度以上とし、かつ、規則で定める風致の維持に必要な措置を行うものであること。

エ 移転

(ア) 移転後の建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から敷地の境界線までの距離が、道路に接する部分にあつては2メートル、その他の部分にあつては別表第2種別欄に掲げる風致地区の種別ごとに同表イ欄に掲げる限度以上であること。ア（ウ）ただし書の規定は、この場合について準用する。

(イ) 移転後の建築物の位置が、移転の行われる土地及びその周辺の土地の区域における風致と著しく不調和でないこと。

(ウ) 当該建築物の敷地について、緑地率が、別表第2種別欄に掲げる風致地区の種別ごとに同表ウ欄に掲げる限度以上とし、かつ、規則で定める風致の維持に必要な措置を行うものであること。

(2) 工作物（仮設の工作物及び地下に設ける工作物を除く。）の建設

当該工作物の位置、規模、形態及び意匠が、建設の行われる土地及びその周辺の土地の区域における風致と著しく不調和でないこと。

(3) 仮設の建築物又は工作物の建築又は建設

ア 当該建築物又は工作物の構造が、容易に移転し、又は除却することができるものであること。

イ 当該建築物又は工作物の規模及び形態が、建築又は建設の行われる土地及びその周辺の土地の区域における風致と著しく不調和でないこと。

(4) 地下に設ける建築物又は工作物の建築又は建設

当該建築物又は工作物の位置及び規模が、建築又は建設の行われる土地及びその周辺の土地の区域における風致の維持に支障を及ぼすおそれが少ないこと。

(4)の2 建築物等の色彩の変更

変更後の建築物等の色彩が、当該建築物等の存する土地及びその周辺の土地の区域における風致と著しく不調和でないこと。

(5) 宅地の造成、土地の開墾その他の土地の形質の変更

次に掲げる要件に該当し、かつ、風致の維持に支障を及ぼすおそれが少ないこと。

ア 土地の形質の変更後の土地について、緑地率が、別表第2種別欄に掲げる風致地区の種別ごとに同表ウ欄に掲げる限度以上とすることのほか、必要な措置を行うことにより変更後の地貌が変更を行う土地及びその周辺の土地の区域における風致と著しく不調和とならず、かつ、変更を行う土地の区域における木竹の生育に支障を及ぼすおそれが少ないこと。

イ 高さが5メートルを超えるのりを生ずる切土又は盛土を伴わないこと。ただし、周辺の土地の状況により、やむを得ず5メートルを超えるのりを生ずる場合で、規則に定める風致の維持に必

要な措置を行うときはこの限りでない。

ウ 区域の面積が1ヘクタール以上である森林で風致維持上特に枢要であるものとして市長が、あらかじめ、指定したものの伐採を伴わないこと。

(6) 水面の埋立て又は干拓

緑地率が、別表第2種別欄に掲げる風致地区の種別ごとに同表ウ欄に掲げる限度以上とすることのほか、必要な措置を行うことにより水面の埋立て又は干拓後の地貌^{ぼう}が埋立て又は干拓を行う土地及びその周辺の土地の区域における風致と著しく不調和とならないものであり、かつ、埋立て又は干拓を行う土地及びその周辺の土地の区域における木竹の生育に支障を及ぼすおそれが少ないこと。

(7) 木竹の伐採

次のいずれかに該当し、かつ、伐採の行われる土地及びその周辺の土地の区域における風致を損なうおそれが少ないこと及び行為後の緑地率は、別表第2種別欄に掲げる風致地区の種別ごとに同表ウ欄に掲げる限度以上とすること。

ア 第2条第1項第1号及び第3号に掲げる行為をするために必要な最小限度の木竹の伐採

イ 森林の択伐

ウ 伐採後の成林が確実であると認められる森林の皆伐（第5号ウの森林に係るものを除く。）で、伐採区域の面積が1ヘクタール以下のもの

エ 森林である土地の区域外における木竹の伐採

(8) 土石の類の採取

採取の方法が、採取を行う土地及びその周辺の土地の区域における風致の維持に支障を及ぼすおそれが少ないこと及び行為後の緑地率は、別表第2種別欄に掲げる風致地区の種別ごとに同表ウ欄に掲げる限度以上とすること。

(9) 移動の容易でない物件の設置又はたい積

物件の設置又はたい積が、設置又はたい積を行う土地及びその周辺の土地の区域における風致の維持に支障を及ぼすおそれが少ないこと及び行為後の緑地率は、別表第2種別欄に掲げる風致地区の種別ごとに同表ウ欄に掲げる限度以上とすること。

2 第2条第1項の許可には、都市の風致の維持上必要な条件を附することができる。この場合において、この条件は、当該許可を受けた者に不当な義務を課するものであってはならない。

(監督処分)

第5条 市長は、次の各号の一に該当する者に対して、風致を維持するため必要な限度において、この条例の規定によってした許可を取り消し、変更し、その効力を停止し、その条件を変更し、若しくは新たに条件を附し、又は工事その他の行為の停止を命じ、若しくは相当の期限を定めて、建築物又は工作物の改築、移転若しくは除却その他違反を是正するため必要な措置をとることを命ずることができる。

- (1) この条例の規定又はこの規定に基づく処分に違反した者
- (2) この条例の規定又はこの規定に基づく処分に違反した工事の注文主若しくは請負人（請負工事の下請人を含む。）又は請負契約によらないでみずからその工事を行っている者若しくはした者
- (3) 第2条第1項の許可に附した条件に違反している者
- (4) 詐欺その他不正な手段により、第2条第1項の許可を受けた者

2 前項の規定により必要な措置をとることを命じようとする場合において、過失がなくて当該措置を命ずべき者を確知することができないときは、市長は、その者の負担において、当該措置を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者にこれを行わせることができる。この場合においては、相当の期限を定めて、当該措置を行うべき旨及びその期限までに当該措置を行わないときは、市長又はその命じた者若しくは委任した者が当該措置を行う旨を、あらかじめ、公告しなければならない。

（立入検査）

第6条 市長又はその命じた者若しくは委任した者は、前条の規定による権限を行なうため必要がある場合においては、当該土地に立ち入り、当該土地若しくは当該土地にある物件又は当該土地において行なわれている工事の状況を検査することができる。

- 2 前項の規定により他人の土地に立ち入ろうとする者は、規則で定める身分を示す証明書を携帯しなければならない。
- 3 前項に規定する証明書は、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。
- 4 法第25条第2項から第5項までの規定は、第1項の規定による立入検査について適用があるものとする。

（罰則）

第7条 第5条第1項の規定による市長の命令に違反した者は、50万円以下の罰金に処する。

第8条 次の各号の一に該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

- (1) 第2条第1項の規定に違反して同項各号に掲げる行為をした者
- (2) 第2条第1項の許可に附した条件に違反した者

（両罰規定）

第9条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務又は財産に関して前2条に規定する違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同条の罰金刑を科する。

（委任）

第10条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は規則で定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、昭和45年6月14日から施行する。

(経過措置)

2 旧名古屋市風致地区取締規則（昭和31年名古屋市規則第61号）第2条の規定による許可（第2条第2項若しくは第3項又は第3条に規定する行為に該当するものに係るものを除く。）は、この条例の施行の日以後は第2条第1項の許可とみなす。

附 則（昭和53年条例第46号）

この条例の施行期日は、規則で定める。

（昭和53年規則第135号で昭和53年12月6日から施行）

附 則（昭和60年条例第60号）

この条例の施行期日は、規則で定める。

（昭和61年規則第52号で昭和61年4月14日から施行）

附 則（平成5年条例第2号）

この条例は、平成5年4月1日から施行する。ただし、別表第1の改正規定は、規則で定める日から施行する。

（平成5年規則第26号で平成5年3月26日から施行）

附 則（平成6年条例第7号）

この条例は、平成6年4月1日から施行する。

附 則（平成7年条例第17号）抄

(施行期日)

1 この条例の施行期日は、規則で定める。

（平成7年規則第83号で平成7年6月1日から施行）

附 則（平成8年条例第4号）

この条例の施行期日は、規則で定める。ただし、別表第1第2種風致地区の項の改正規定中勅使池風致地区に係る部分は、公布の日から施行する。

（平成8年規則第73号で平成8年5月31日から施行）

附 則（平成9年条例第43号）

この条例の施行期日は、規則で定める。

（平成9年規則第128号で平成9年11月10日から施行）

附 則（平成11年条例第2号）

この条例の施行期日は、規則で定める。

（平成11年規則第68号で平成11年4月13日から施行）

附 則（平成16年条例第7号）

(施行期日)

1 この条例は、平成16年5月1日から施行する。ただし、第2条第3項の改正規定中住宅・都市整備

公団に係る部分、中小企業事業団に係る部分及び地域振興整備公団に係る部分は平成16年7月1日から、その他の部分は公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の名古屋市風致地区内建築等規制条例第2条第1項の許可を申請している者に対する許可の基準については、この条例による改正後の名古屋市風致地区内建築等規制条例第4条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則 (平成23年条例第35号)

(施行期日)

- 1 この条例は、放送法等の一部を改正する法律(平成22年法律第65号。以下「改正法」という。)の施行の日から施行する。ただし、第2条の改正規定(「、有線放送電話業務」を削る部分を除く。)及び第3条第1項第13号の改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に改正法附則第2条の規定による廃止前の有線放送電話に関する法律第3条の許可を受けている者に対する名古屋市風致地区内建築等規制条例の規定の適用については、なお従前の例による。

附 則 (平成27年条例第64号) 抄

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成28年条例第3号) 抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。ただし、第2条第3項第2号及び第4号の改正規定は、公布の日から施行する。

別表第1

種別	区域
第1種風致地区	東谷山風致地区、名古屋城風致地区、明德風致地区、城山風致地区、猪高風致地区、八事風致地区、熱田神宮風致地区、相生山風致地区及び氷上風致地区の全部の区域 小幡風致地区、竜泉寺風致地区、東山風致地区、牧野池風致地区、荒池風致地区、天白風致地区、熊野風致地区、勅使池風致地区及び大高風致地区のうち第2種風致地区の区域を除く区域
第2種風致地区	小幡風致地区、竜泉寺風致地区、東山風致地区、牧野池風致地区、荒池風致地区、天白風致地区、熊野風致地区、勅使池風致地区及び大高風致地区のうち市長が指定する区域

別表第2

種別	ア	イ	ウ
特定第1種風致地区	3/10	1.5メートル	4/10 3/10
第1種風致地区	3/10	1.5メートル	3/10
第2種風致地区	4/10	1メートル	3/10

備考 特定第1種風致地区の項ウ欄に定める3/10は、第4条第1項第1号に掲げる行為を行う場合に適用する。